
インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

日本初となる 12 カ月予告分配タイプである「インベスコ リアル資産成長ファンド（毎月決算型）」での 2024 年 4 月からの 1 年間の予定分配金総額を発表

1 万口当たり、今後 12 カ月（1 年間）で 720 円、毎月 60 円の分配を予定（課税前）

2024 年 3 月 19 日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社（代表取締役社長兼 CEO：佐藤秀樹、所在地：東京都港区）は、日本初となる 12 カ月予告分配タイプである「インベスコ リアル資産成長ファンド（毎月決算型）」で、2024 年 4 月からの 12 カ月（1 年間）で払い出す予定分配金総額を決定したと発表しました。

「インベスコ リアル資産成長ファンド（毎月決算型）」は、新しい資産クラスとして注目されるリアル資産（不動産、インフラ、自然資源、森林など）の関連株式に実質的に投資をするファンドで、退職世代をはじめとする幅広い世代の様々な資金活用ニーズに対応したファンドです。日本初となる 12 カ月予告分配タイプとして、ファンドでは、原則として、毎年、基準日の基準価額の 10%程度を目安とし、あらかじめ翌 4 月の決算日以降 1 年間（12 期分）の予定分配金総額を決定する新しい仕組みを取り入れています。*

2024 年 4 月以降 1 年間（第 99 期～第 110 期）の予定分配金総額（1 万口当たり）は、年間 720 円（課税前）となり、月 60 円（課税前）の分配が予定されます。当ファンドの運用実績などは下記リンク先で御確認ください。

毎月の分配金は、上記の予定分配金総額を 12 期分で除した額とし、原則として 12 カ月間継続されます。ただし、予定分配金総額の決定後、基準価額水準や市況動向等によっては委託会社の判断で上記とは異なる分配金額となる場合や分配が行われない場合があります。

以上

●ファンドの特設ページ

<https://www.invesco.com/jp/ja/individual-investor/funds/featured-funds/real-asset.html>

●ファンドの詳細ページ

<https://www.invesco.com/jp/ja/individual-investor/funds/detail/141602.html>

※文中、インベスコ リアル資産成長ファンド（毎月決算型）をファンドと略する場合があります。 *下記ファンドの特色の 4 番目の項目の詳細を御確認ください。

※日本初：インベスコ調べ。2023 年 3 月 17 日現在の日本の公募投信における毎月分配型ファンドにおいて同種の仕組みをもつファンドがないことを確認。

【ファンドのポイントについて】

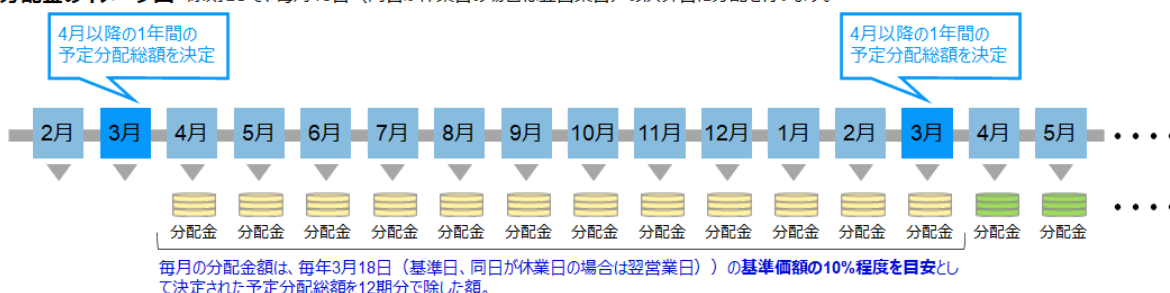
・新しい資産クラスとして注目されるリアル資産（不動産、インフラ、自然資源、森林など）の関連株式に実質的に投資をするファンドです。

・リアル資産関連株式は、現物資産を運営・管理するなどのビジネスから収益を生み出す企業が主となることから、インフレ耐性の高い資産としての特徴も備えています。

・日本初となる 12 カ月予告分配タイプのファンドです。

当ファンドは、退職世代をはじめとする幅広い世代の様々な資金活用ニーズに対応したファンドであり、原則として、毎年、基準日の基準価額の 10%程度を目安とし、あらかじめ翌 4 月の決算日以降 1 年間（12 期分）の予定分配金総額を決定する新しい仕組みを取り入れています。*

分配金のイメージ図 原則として、毎月 18 日（同日が休業日の場合は翌営業日）の決算日に分配を行います。



原則として、毎月 18 日（同日が休業日の場合は翌営業日）の決算日に分配を行います。

分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。

分配対象額の範囲^{※3}内で、毎年 3 月の決算日（基準日）の基準価額に応じて、以下のルールに基づき予定分配金額を決定します。

■原則として、毎年、基準日の基準価額の 10%程度を目安とし、あらかじめ翌 4 月の決算日以降 1 年間（12 期分）の予定分配金総額を決定します。

■毎月の分配金は、上記の予定分配金総額を 12 期分で除した額とし、原則として 12 カ月間継続されます。ただし、予定分配金総額の決定後、基準価額水準や市況動向等によっては委託会社の判断で上記とは異なる分配金額となる場合や分配が行われない場合があります。

■分配金は原則として投資収益にかかわらず基準日に決定された予定分配金総額に基づき払い出されるため、分配金額が各期に発生した収益を超えて支払われる場合、相対的に市場と比べて基準価額が上昇しないことから実質的に基準価額にマイナスの影響を与えます。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

■分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下落します。

*下記ファンドの特色の 4 番目の項目の詳細を御確認ください。

※³ 下記ファンドの特色の 4 番目の※ 3 を御確認ください。

ファンドの目的

世界（日本を含みます。以下、同じです。）の金融商品取引所に上場（これに準ずるものも含みます。）されているリアル資産関連株式を実質的な主要投資対象*とし、投資信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

※ファンドは、投資信託証券を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。
「実質的な主要投資対象」とは、投資信託証券を通じて投資する投資対象をいいます。
ファンドは、「インベスコ リアル資産成長 マザーファンド」および「インベスコ マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投資）」を投資対象とし、「インベスコ リアル資産成長 マザーファンド」の組入比率は原則として高位を保ちます。

ファンドの特色

- 1** 主として、日本を含む世界のリアル資産関連株式*¹に投資します。
リアル資産関連株式には、①不動産関連株式（不動産企業が発行する株式、ならびに不動産投資信託および不動産投資法人（類似のものを含みます。）が発行する不動産投資信託証券*²および株式）、②インフラストラクチャー関連株式、③自然資源関連株式、④森林関連株式などが含まれます。
リアル資産関連株式への投資を通じて、世界経済の長期的な成長による収益機会を捉えるとともに、インフレリスクへの対応を目指します。
- 2** 銘柄選択にあたっては、ファンダメンタルズ分析およびESG評価に基づき、長期的な成長性および割安度を重視してポートフォリオを構築します。
- 3** 実質外貨建資産については、原則として、対円での為替ヘッジを行います。
- 4** 退職世代を含む幅広い世代の様々な資金活用ニーズに対応したファンドです。
原則として、毎月18日（同日が休業日の場合は翌営業日）の決算日に分配を行います。
分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。
分配対象額の範囲*³内で、毎年3月の決算日（基準日）の基準価額に応じて、以下のルールに基づき予定分配金額を決定します。
 - 原則として、毎年、基準日の基準価額の10%程度を目安とし、あらかじめ翌4月の決算日以降1年間（12期分）の予定分配金総額を決定します。
 - 毎月の分配金は、上記の予定分配金総額を12期分で除した額とし、原則として12ヵ月間継続されます。ただし、予定分配金総額の決定後、基準価額水準や市況動向等によっては委託会社の判断で上記とは異なる分配金額となる場合や分配が行われない場合があります。
 - 分配金は原則として投資収益にかかわらず基準日に決定された予定分配金総額に基づき払い出されるため、分配金額が各期に発生した収益を超えて支払われる場合、相対的に市場と比べて基準価額が上昇しないことから実質的に基準価額にマイナスの影響を与えます。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - 分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下落します。

※1 ファンドにおいて、リアル資産関連株式とは、不動産・インフラストラクチャー・自然資源・森林といった資産の保有等による賃貸料、使用料および売買等が主な収益源泉となり、安定した収益基盤を有する企業が発行する株式を示します。以下、同じです。
※2 一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。また、これらを総称して、「不動産投信等」または「REIT」ということがあります。以下、同じです。
※3 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含む配当等収益および売買益（評価益を含みます。）ならびに分配準備積立金および収益調整金の全額とします。

ファンドの仕組み

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的に投資を行うファンド・オブ・ファンズです。



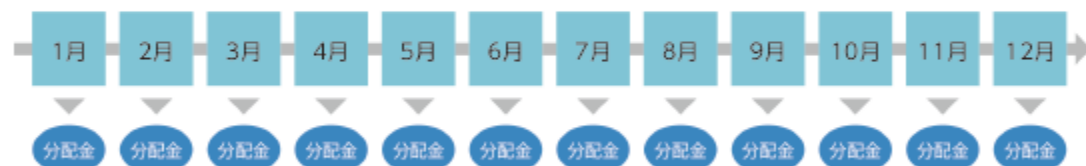
* ファンドが投資対象とする投資信託証券およびマザーファンドが投資対象とする投資信託証券は、委託会社の判断により今後変更となることがあります。

ファンドのポイント

ポイント1	ポイント2
幅広く リアル資産関連株式へ投資 世界のリアル資産関連株式(不動産関連株式、インフラ関連株式、自然資源関連株式、森林関連株式)に幅広く投資します。	独自のESG評価基準 を満たした銘柄のみを厳選 ESGネガティブ・スクリーニングおよびポジティブ・スクリーニングを活用し、独自のESGレーティングの付与を行い、ESG評価基準を満たした銘柄へ投資します。

分配方針

- 毎月18日(同日が休業日の場合は翌営業日)の決算日に分配を行います。
- 分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。
- ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合があります。



* 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。分配金額の決定などの詳細は、前記「ファンドの特色 4」をご参照ください。

ファンドの投資対象

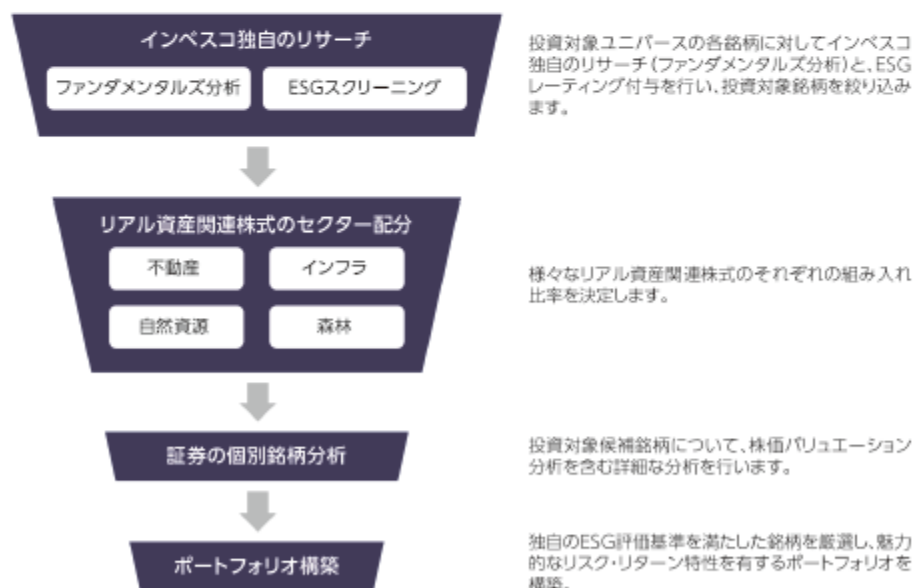
世界のリアル資産関連企業の株式に投資を行います。

リアル資産関連企業のイメージ



* 上記はファンドの投資対象を説明するためのイメージ図です。

ファンドの運用プロセス



* 上記はファンドの実質的な投資対象であるインベスコ リアル資産成長 マザーファンドが投資する投資信託証券における運用プロセスです。ファンドの運用プロセス等は、2022年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

* 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれます。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

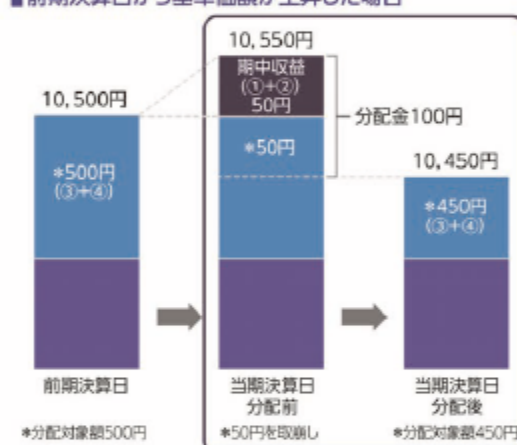
投資信託で分配金が支払われるイメージ



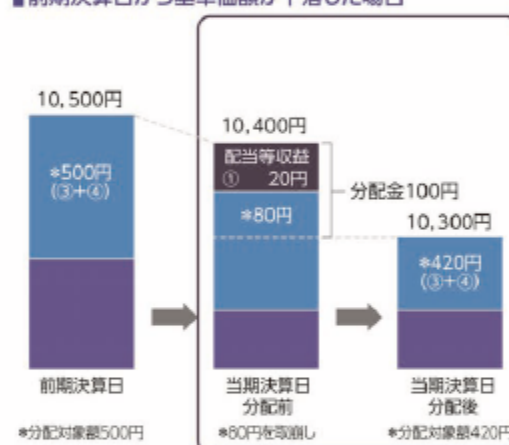
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

■ 前期決算日から基準価額が上昇した場合



■ 前期決算日から基準価額が下落した場合

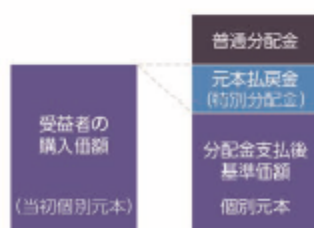


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

* 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

■ 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



* 元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

■ 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金	個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金)	個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

ファンドは預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではないため、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者に帰属します。

基準価額の変動要因

ファンドは実質的に国内外の株式・不動産投資信託証券など値動きのある有価証券等に投資しますので、以下のような要因により基準価額が変動し、損失を被ることがあります。

価格変動リスク

〈株式〉株価の下落は、基準価額の下落要因です。

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績や財務状況、市場の需給などを反映し、下落することがあります。



〈不動産投資信託証券〉不動産投資信託証券の価格の下落は、基準価額の下落要因です。

不動産投資信託証券の価格は、保有不動産の状況、不動産市況、経済情勢、金利動向、不動産投資信託証券の発行体および運用会社の業績や財務状況などを反映し、下落することがあります。また、災害などにより保有不動産の毀損または滅失があった場合には、不動産投資信託証券の価格が大きく下落することがあります。

〈デリバティブ〉デリバティブの価格の下落は、基準価額の下落要因です。

デリバティブ（金融派生商品）の価格は、対象となる指標（金利、通貨、クレジットなど）の動向などを反映し、下落することがあります。また対象となる指標と異なる動きをする場合もあります。

信用リスク 発行体や取引先の債務不履行等の発生は、基準価額の下落要因です。



ファンドが投資する有価証券の発行体が債務不履行や倒産に陥った場合、または懸念される場合、当該有価証券の価格が大きく下落したり、投資資金を回収できなくなることがあります。また、投資する金融商品やデリバティブ取引等の取引先に債務不履行等が発生した場合に、損失が生じることがあります。

カントリー・リスク 投資対象国・地域の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です。



投資対象国・地域において、政治・経済情勢の急激な変化や新たな取引規制が導入される場合などには、ファンドが投資する有価証券等の価格が下落したり、新たな投資や投資資金の回収ができなくなる可能性があります。

為替変動リスク 為替の変動（円高）は、基準価額の下落要因です。



ファンドは為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けることになり、円高方向に変動した場合には外貨建資産の円での資産価値が下落します。

流動性リスク 流動性の低い有価証券等は、不利な条件での売買となる可能性があります。市場規模が小さい、または取引量が少ない有価証券等については、市場実勢から期待される価格で売買できない場合や、希望する数量の一部またはすべての売買ができない可能性があります。

* 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンド固有の留意点

不動産投資信託証券に関する留意点

- 不動産関連の法令や各種規制の変更などにより、ファンドが投資する不動産投資信託証券の価格や配当に影響が及ぶ可能性があります。

投資信託に関する留意点

- ファンドの購入に関しては、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。
- ファンドにおいて短期間に相当金額の換金資金の手当てを行う場合や市場環境の急激な変化等が生じた場合は、当初期待された価格や数量で有価証券等を売却できないことや取引に時間を要することがあるため、基準価額に影響を及ぼす可能性があります。また、これらの要因等により有価証券等の売却・換金が困難となった場合や、資金の受け渡しに関する障害が発生した場合は、ファンドの換金のお申し込みの受付中止（既にお申し込みを受け付けた場合を含みます。）や換金資金のお支払いの遅延となる可能性があります。
- マザーファンド受益証券に投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動などが生じ、マザーファンドにおいて組入有価証券等の売買が行われた場合などには、組入有価証券等の価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

リスクの管理体制

- 委託会社は、運用リスク管理委員会において、ファンドの運用リスクおよび流動性リスクを把握し、運用等の適切性・妥当性を検証します。
 - 運用担当部署は、投資対象ファンドのパフォーマンス状況や流動性リスク管理状況の確認、定性・定量面の評価、ファンドの流動性に関する緊急時対応策の検証などを行います。また、運用部門から独立した管理部門が、流動性リスクのモニタリングや是正措置の策定を行います。これらの結果は運用リスク管理委員会に報告されます。
 - コンプライアンス部は、ファンドのガイドラインの遵守状況などをモニタリングし、必要に応じて運用担当部署に是正を指示します。
- * リスクの管理体制における組織名称などは、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。
この場合においても、ファンドの基本的なリスクの管理体制が変更されるものではありません。

お申し込みメモ

購入単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 * 分配金の受け取り方法により、「分配金再投資コース」と「分配金受取りコース」の2コースがあります。	購入・換金 申込受付の 中止および 取り消し	取引所などにおける取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入・換金のお申し込みの受け付けを取り消すことがあります。
購入価額	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額	信託期間	2016年2月5日から 2026年2月18日まで
購入代金	販売会社が定める期日までに お支払いください。	繰上償還	信託契約の一部解約により、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合などは、信託期間の途中で償還することがあります。
換金単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。	決算日	毎月18日 (ただし、同日が休業日の場合は翌営業日)
換金価額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額	収益分配	毎月の決算日に分配方針に基づいて収益の分配を行います。 * 「分配金再投資コース」でお申し込みの場合は、分配金は税引後無手数料で再投資されます。
換金代金	原則として換金の申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。	信託金の 限度額	5,000億円
購入・換金 申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨーク、ルクセンブルグの銀行休業日のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申し込みの受け付けを行いません。	公 告	受益者に対する公告は、 日本経済新聞に掲載します。
申 込 締 切 時 間	原則として毎営業日の午後3時まで (販売会社所定の事務手続きが完了したもの)	運用報告書	年2回（1月、7月の決算時）および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。
購 入 の 申 込 期 間	2022年4月15日から 2022年10月17日まで * 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。	課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除は適用されません。
換 金 制 限	投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には一定の制限を設ける場合があります。		

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

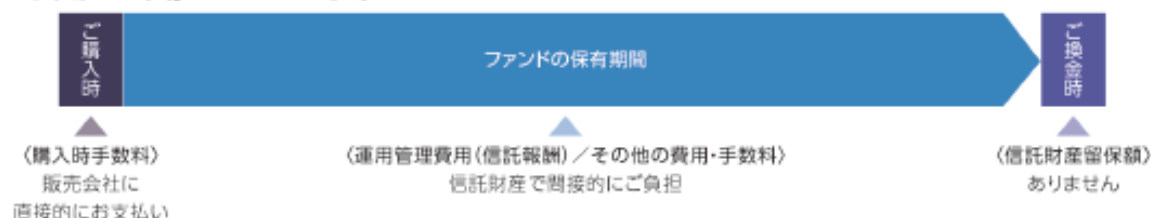
購入時手数料	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が定める 3.30%（税抜3.00%）以内 の率を乗じて得た額 *購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	日々の投資信託財産の純資産総額に 年率0.858%（税抜0.78%） を乗じて得た額とします。運用管理費用（信託報酬）は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支払われます。信託報酬の配分は、以下の通りとします。			
	ファンドの運用管理費用 (信託報酬)	年率0.858%（税抜0.78%）		
		配分先	配分 (年率/税抜)	役務の内容
		委託会社	0.05%	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等
		販売会社	0.70%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等
	受託会社	0.03%	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等	
投資対象とする 投資信託証券	インベスコ リアル資産成長 マザーファンド 信託報酬はありません。 投資対象とする投資信託証券において次の費用がかかります。 運用管理費用：年率0.80%			
	インベスコ マネープール・ファンド（適格機関投資家私募投信） 信託報酬：年率0.55%（税抜0.50%）以内 ＊上記の他、監査費用や売買委託手数料等の各種費用がかかります。			
	実質的な負担 年率1.658%（税込）程度 ＊上記の値は目安であり、実際の投資信託証券の投資比率によって変動します。			
その他の費用・手数料	● 組入有価証券の売買委託手数料などは、実費を投資信託財産中から支払うものとします。これらの費用は運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額、計算方法および支払時期を記載できません。 ● 監査費用、目録見書・運用報告書の印刷費用などは、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.11%（税抜0.10%）を上限として、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支払うものとします。 ● マザーファンドが投資対象とする投資信託証券において、管理事務代行報酬（年率0.30%以内）、監査費用、売買手数料、保管費用等の各種費用がかかります。			

*上記、ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

各費用をご負担いただく時期



リアル資産について

リアル資産とは、不動産、インフラストラクチャー、自然資源、森林といった実物資産を有する企業が発行する株式をいいます。これらのビジネスは、相対的に参入障壁が高いといった特徴があります。また、インフレ局面においては、保有する資産価値の上昇が期待され、インフレに対応できる資産としても注目されます。リアル資産に関する詳しい情報は、下記ウェブサイトで入手することができます。

<https://www.invesco.com/jp/ja/individual-investor/investment-tips/real-asset.html>

インベスコについて

インベスコ・リミテッド（以下、「インベスコ」）は、「素晴らしい投資体験を通じて、人々の人生をより豊かなものにする」ことを会社の存在意義として掲げ、グローバルな運用力を提供する世界有数の独立系資産運用会社です。インベスコは、グローバル市場で培った特色ある運用力を強みとするブランドを傘下に収め、世界中の個人投資家、機関投資家などの顧客の資産運用ニーズに対し、グループの総合力を結集して包括的な解決策を提供しています。インベスコは、世界 20 カ国以上に拠点を置き、ニューヨーク証券取引所に上場しています（証券コード：IVZ）。インベスコに関する詳しい情報は、[ウェブサイト](#)（英語）で入手することができます。

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社について

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社は、「素晴らしい投資体験を通じて、人々の人生をより豊かなものにする」ことを会社の存在意義として掲げ、グローバルな運用力を提供する世界有数の独立系資産運用会社インベスコの日本拠点です。インベスコ・アセット・マネジメント株式会社は、内外の公的年金・企業年金、事業法人、銀行や保険会社など機関投資家を対象に、株式や債券などの伝統的な投資戦略からオルタナティブなど非伝統的な投資戦略まで幅広い商品およびサービスを提供しています。また、銀行・証券会社・保険会社などを通じて個人投資家向けの投資信託およびサービスを提供しています。インベスコ・アセット・マネジメント株式会社に関する詳しい情報は、[ウェブサイト](#)で入手することができます。

その他の留意事項

当資料はインベスコ・アセット・マネジメント株式会社が設定・運用する投資信託についてお伝えすることのみを目的として作成したプレスリリースであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当資料は信頼できる情報に基づいて作成されたものですが、その情報の確実性あるいは完結性を表明するものではありません。

投資信託は、主として国内外の株式や公社債などの値動きのある証券を投資対象とし、投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動などにより投資一単位当たりの価値が変動します。したがって、お客さまのご投資された金額を下回ることもあります。投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。また、投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国などが異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては目論見書や契約締結前交付書面をよくご覧いただき内容・リスクを十分ご理解のうえ、ご自身でご判断ください。

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 306 号
加入協会 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
〒106-6114
東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
六本木ヒルズ森タワー 14 階
Telephone 03-6447-3000

3453446-JP